

令和3年豊富町議会第1回定例会会議録

(会期 3月10日～16日 7日間)

令和3年豊富町議会第1回定例会は、豊富町議会議事堂に招集された。

1. 町長から提出された議案

- |         |  |
|---------|--|
| 議案第 8号  | 豊富町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について   |
| 議案第 9号  | 豊富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について   |
| 議案第 10号 | 豊富町介護保険条例の一部を改正する条例について  |
| 議案第 11号 | 豊富町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について   |
| 議案第 12号 | 豊富町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 13号 | 豊富町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について                |
| 議案第 14号 | 豊富町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について  |
| 議案第 15号 | 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の特例給付に関する条例の一部を改正する条例について  |
| 議案第 16号 | 豊富町放課後児童健全育成事業実施条例について   |
| 議案第 17号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について（定住支援センター）  |
| 議案第 18号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について（豊富町在宅老人デイサービスセンター）   |
| 議案第 19号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について（豊富町温泉スキー場）   |
| 議案第 20号 | 豊富町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について  |
| 議案第 21号 | 令和2年度豊富町一般会計補正予算について   |
| 議案第 22号 | 令和2年度豊富町国民健康保険事業特別会計補正予算について   |
| 議案第 23号 | 令和2年度豊富町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について  |
| 議案第 24号 | 令和2年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計補正予算について  |
| 議案第 25号 | 令和2年度豊富町簡易水道事業特別会計補正予算について   |
| 議案第 26号 | 令和2年度豊富町下水道事業特別会計補正予算について  |
| 議案第 27号 | 令和2年度豊富町介護保険事業特別会計補正予算について   |
| 議案第 28号 | 令和2年度豊富町介護サービス事業特別会計補正予算について   |
| 議案第 29号 | 令和2年度豊富町ガス事業会計補正予算について   |
| 議案第 30号 | 令和3年度豊富町一般会計予算について   |
| 議案第 31号 | 令和3年度豊富町国民健康保険事業特別会計予算について   |
| 議案第 32号 | 令和3年度豊富町後期高齢者医療事業特別会計予算について  |
| 議案第 33号 | 令和3年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計予算について  |

- 議案第 34号 令和3年度豊富町簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 35号 令和3年度豊富町下水道事業特別会計予算について
- 議案第 36号 令和3年度豊富町介護保険事業特別会計予算について
- 議案第 37号 令和3年度豊富町介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第 38号 令和3年度豊富町ガス事業会計予算について
- 議案第 39号 権利の放棄について（霊園管理料債権）
- 議案第 40号 権利の放棄について（水道料金債権）
- 議案第 41号 権利の放棄について（町営住宅使用料債権）
- 議案第 42号 普通財産貸付料の減免について（サロベツカントリークラブ）
- 議案第 43号 令和2年度豊富町一般会計補正予算について

## 2. 議員より提出された議案

- 陳情第 2号 サロベツカントリークラブが使用する豊富町所有の土地、建物、備品に関する賃貸料免除の陳情について

## 3. 議事日程

- |        |         |  |            |
|--------|---------|--|------------|
| 議事日程   | 第1号     | 3月10日（水）   | 午前10時00分開議 |
| 日程 1.  |         | 会議録署名議員の指名   |            |
| 日程 2.  |         | 会期の決定  |            |
| 日程 3.  |         | 町長の一般行政報告及び令和3年度町政執行方針   |            |
| 日程 4.  |         | 教育長の令和3年度教育行政執行方針  |            |
| 日程 5.  |         | 一般質問   |            |
| 日程 6.  | 陳情第 2号  | サロベツカントリークラブが使用する豊富町所有の土地、建物、備品に関する賃貸料免除の陳情について  |            |
| 日程 7.  |         | 町長の提出議案の理由の説明  |            |
| 日程 8.  | 議案第 8号  | 豊富町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について   |            |
| 日程 9.  | 議案第 9号  | 豊富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について   |            |
| 日程 10. | 議案第 10号 | 豊富町介護保険条例の一部を改正する条例について  |            |
| 日程 11. | 議案第 11号 | 豊富町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について   |            |
| 日程 12. | 議案第 12号 | 豊富町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について |            |
| 日程 13. | 議案第 13号 | 豊富町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について                |            |
| 日程 14. | 議案第 14号 | 豊富町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部   |            |

を改正する条例について

- 日程15. 議案第 15号 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の特例給付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程16. 議案第 16号 豊富町放課後児童健全育成事業実施条例について
- 日程17. 議案第 17号 公の施設に係る指定管理者の指定について（定住支援センター）
- 日程18. 議案第 18号 公の施設に係る指定管理者の指定について（豊富町在宅老人デイサービスセンター）
- 日程19. 議案第 19号 公の施設に係る指定管理者の指定について（豊富町温泉スキー場）
- 日程20. 議案第 20号 豊富町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程21. 議案第 21号 令和2年度豊富町一般会計補正予算について
- 日程22. 議案第 22号 令和2年度豊富町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 日程23. 議案第 23号 令和2年度豊富町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- 日程24. 議案第 24号 令和2年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計補正予算について
- 日程25. 議案第 25号 令和2年度豊富町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程26. 議案第 26号 令和2年度豊富町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程27. 議案第 27号 令和2年度豊富町介護保険事業特別会計補正予算について
- 日程28. 議案第 28号 令和2年度豊富町介護サービス事業特別会計補正予算について
- 日程29. 議案第 29号 令和2年度豊富町ガス事業会計補正予算について
- 日程30. 議案第 30号 令和3年度豊富町一般会計予算について
- 日程31. 議案第 31号 令和3年度豊富町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程32. 議案第 32号 令和3年度豊富町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 日程33. 議案第 33号 令和3年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計予算について
- 日程34. 議案第 34号 令和3年度豊富町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程35. 議案第 35号 令和3年度豊富町下水道事業特別会計予算について
- 日程36. 議案第 36号 令和3年度豊富町介護保険事業特別会計予算について
- 日程37. 議案第 37号 令和3年度豊富町介護サービス事業特別会計予算について
- 日程38. 議案第 38号 令和3年度豊富町ガス事業会計予算について
- 日程39. 議案第 39号 権利の放棄について（霊園管理料債権）
- 日程40. 議案第 40号 権利の放棄について（水道料金債権）
- 日程41. 議案第 41号 権利の放棄について（町営住宅使用料債権）

#### 4. 出席議員（10名）

議	長	1番	千	葉	久	君
		2番	水	戸	部	正
		3番	竹	中	隆	浩
		4番	小	笠	原	照
		5番	佐	々	木	誠
		6番	佐	々	木	政
						義
						君

	7番	前	田	孝	一	君
	8番	多	々	良	勝	君
	9番	鎌	倉	和	雄	君
副議長	10番	大	島	憲	昭	君

5. 欠席議員（0名）

6. 出席説明員

町長	河	田	誠	一	君	
副町長	小	泉	幸	一	君	
総務課長	山	田	和	孝	君	
財政課長	水	戸	部	伸	也	君
保健推進課長	小	泉	貴	裕	君	
町民課長	鈴	木		充	君	
建設課長	能	登	屋	将	宏	君
商工観光課長	山	内	英	夫	君	
農林水産課長	西	村		忠	君	
教育長	岡	本	誠	也	君	
教育次長	石	川	博	章	君	
会計管理者	清	水	智	絵	君	
保育園々長	福	島		剛	君	
診療所事務長	皆	戸	朋	生	君	
農業委員会事務局長	井	上	具	則	君	
代表監査委員	白	田	浩	一	君	

7. 出席議会事務局職員

局長	清	水	日	出	晃	君
書記	永	野			雪	君

議長（千葉 久 君）

おはようございます。

本会議に入る前に、本町議会で発行しております議会とよとみが第35回町村議会広報全国コンクールにおいて、奨励賞を受賞しました。表彰状が届いておりますので、これより伝達を執り行います。

事務局長（清水 日出晃 君）

それでは、全国町村議会議長会の表彰がございましたが、表彰を代表いたしまして、広報広聴常任委員会佐々木委員長、ご受領願います。

議長（千葉 久 君）

表彰状、奨励賞、編集デザイン部門、北海道豊富町議会殿、貴議会広報紙は第35回町村議会広報全国コンクールにおいて頭書の成績をおさめられました。よってここにこれを表彰します。令和3年2月9日、全国町村議会議長会会長、松尾文則おめでとうございます。

議事経過は、次のとおり

（午前10時00分 開議）

（ベル）

議長（千葉 久 君）

おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから、本日をもって招集されました本年第1回定例町議会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の署名議員は、4番、小笠原議員、5番、佐々木誠議員をお願いいたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。本定例会の会期については、3月3日、議会運営委員会において協議検討の結果、本10日より16日までの7日間とすることに意見の一致を見ております。

会期は7日間とすることにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認め、会期は7日間に決定されました。

次に、議長の諸般の報告であります。一般事項につきましては、別紙配付の報告書のとおりであります。

議長が出席した諸会議等について、これより報告をいたします。

令和2年12月の第4回定例議会後における議長の諸般の報告であります。概要につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。

主な件についてご報告申し上げます。

1月19日、稚内市で宗谷町村議会議長会定期総会が開催されました。主な協議内容につきましては、令和元年度の決算の認定と、令和3年度予算の審議で原案どおり可決決定されております。なお、今年度の管内議員研修会は、今後の新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、浜頓別町において秋頃に開催予定とし、また、全道の議員研修会は6月29日に札幌市において開催されることが決定しております。

以上で、私の報告を終わります。

なお、議長会の資料につきましては、事務局の方に保管してありますので、ご自由にご覧いただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

日程3、町長の一般行政報告及び令和3年度町政執行方針に入ります。河田町長！

町長（河田 誠一 君）

おはようございます。

行政報告をさせていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス感染につきまして申し上げます。新型コロナウイルス感染者数は、国内で40万人を超え、道内でも2万人に迫る状況となっております。こうした状況の中で、現在、新型コロナウイルスワクチン接種が医療従事者に対し実施されており、報道等によりますと、厚生労働省の想定では、4月から65歳以上のワクチン接種が始まると聞いております。

現在、国等より明らかな情報を受けておりませんが、効率的に接種が進むよう、関係機関等と連携を図り、実施体制など事前準備を進めるとともに、町民の皆様によりわかりやすい情報提供ができるよう努めてまいりたいと思っております。

次に、令和3年2月25日に開催されました第1回西天北五町衛生施設組合議会定例会についてご報告をいたします。本会議に先立ち開催されました全員協議会では、2点について説明を受け、協議を行いました。

1点目は、し尿等処理に係る相互支援協定の締結についてです。令和2年8月の全員協議会において説明を受けておりますが、大規模災害など有事の際のし尿処理対策として、近隣のし尿処理施設組合5組合による協定を令和3年4月1日付けで、締結することについて説明を受けました。2点目は、剪定枝及び間伐材の処理手数料についてですが、令和3年4月1日に本格稼働する西天北サーマルリサイクルファクトリーにおける燃料化処理に必要な剪定枝等受入れ料金などについて説明を受け、承認をしております。続いて開催された本会議では、令和2年度一般会計予算の1月末の執行状況のほか、本年度事業の進捗状況について報告を受けております。

次に、承認第1号として、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）は、各施設における電気契約を新電力会社へと変更する際に発生した北海道電力への解約金として（53万9,225円）を原案どおり承認しております。次に、議案第1号として、西天北五町衛生施設組合一般廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について、原案どおり可決。次に、議案第2号として、西天北五町衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり可決。次に、議案第3号として、1,390万円を増額し、歳入歳出をそれぞれ10億3,708万9,000円とする、令和2年度一般会計補正予算を原案どおり可決。

次に、議案第4号として、令和3年度一般会計予算については、歳入歳出それぞれ5億5,182万1,000円、対前年比4億7,136万8,000円減の計上で原案どおり可決をしております。

次に、本年度各会計に計上されてます請負工事の発注状況についてご報告をいたします。

令和2年度における各会計の工事請負費の予算総額は、7億1,635万2,580円でございます。2月末現在での契約件数は61件、6億6,440万3,780円で、予算額に対して92.75%の発注率となっておりますが、工事の発注につきましては全て完了しております。

次に、12月定例議会以降の主な出張用務について申し上げます。豊富町を希望する新卒保育士を確保することが厳しい状況を踏まえ、1月28日に札幌市において、豊富町にゆかりのある人物のご紹介を経て、学校法人光塩学園の中国料理専門教授、本田卓也氏と面談、その後、同教授を通じて、光塩学園女子短期大学の保育科学科長教授、藤本真奈美氏と他2名と面談し、豊富町保育園における保育士募集の状況説明と、近年の保育士志望者の動向に係る意見交換、本町保育園のPRの継続的な協力要請を行ってまいりました。

以上で、行政報告を終わります。

続きまして、令和3年第1回豊富町議会定例会の開会にあたり、町政執行に対する私の所信と施策の概要について申し上げます。

私にとって本年は折り返しの年になりますが、この間、町民の皆様からいただいた温かいご支援と議会議員皆様から賜りましたご理解に、心から深く感謝を申し上げます。

いまだ世界的にも、新型コロナウイルスの感染により、経済も含め、混沌としており、大変厳しい状況となっておりますが、当町は町民の皆様が、笑顔で健康に暮らせるまち、子どもたちが健やかに育つまち、小さくても活気のあるまちを目指し、就任以来努めてまいりましたが、本年も引き続きこの理念の下、未来に希望の持てるまちづくりを目指し、以下の具体的な施策に取り組んでまいります。

はじめに、行財政改革の推進について申し上げます。常に町民の皆様と情報共有が図られ、迅速な事務事業の遂行が図られる組織体制の整備に努めてまいります。

次に、まちづくりの推進について申し上げます。引き続き、自主的なまちづくり活動やNPO活動等への支援を進めてまいります。

次に、町民の皆様との対話によるまちづくりについて申し上げます。新型コロナウイルス感染に伴い、令和2年度においては、町政懇談会の開催は叶いませんでしたが、今後もより多くの町民の皆様や、団体等のご意見などをいただくための場を設け、行政と町民の皆様との情報共有などが図られるよう努めてまいります。

次に、財政について申し上げます。新型コロナウイルス感染による影響もあり、地域経済はさらに厳しさが増している状況であります。町財政も地方交付税や税収などの減収が見込まれるため、引き続き厳しい状況にありますが、自主財源のさらなる確保に努めるとともに、地域経済の状況にも十分配慮し、継続的な自立の自治体運営が図られるよう努めてまいります。

次に、防災対策について申し上げます。近年、全国的に記録的な大雨及び異常気象等により、災害が頻発しており、それに伴う被害も年々増加している状況であります。本町においては、特に大雨による被害が懸念されることから、引き続き、地域防災計画の見直しやハザードマップを活用した防災講話の継続、定期的な避難訓練に努めてまいります。

また、高齢者世帯等への防災情報の速やかな伝達が行えるよう戸別受信機の設置を行うとともに、福祉関係者、民生委員、消防関係団体等との連携をさらに進めてまいります。

次に、消防関係について申し上げます。近年、全国各地で様々な災害や火災が発生しており、とりわけ大規模災害等への対応が求められております。今後、消防体制や設備等の整備を順次進めてまいりたいと考えており、本年は、消防自動車の整備を行ってまいります。

また、救急体制の充実のため、専門的な技術・知識を有した人材の育成に努め、町民皆様の安全安心の確保に努めてまいります。

次に、安心安全な地域づくりについて申し上げます。近年、特に特殊詐欺が増加している状況を鑑み、高齢者世帯への犯罪被害の防止を図るため、被害の未然防止に有効な機器購入に対し一定の支援を行ってまいります。

また、今後も引き続き、防犯ステーションの指定や青色回転灯を積載した車両による巡回防犯パトロールの実施など、関係機関・団体と連携し、地域ぐるみで防犯活動に取り組んでまいります。

次に、空家対策につきましては、空家等対策計画に基づき、所有者責任を基本とし、防犯や衛生、景観の保全のため、空家等の適切な管理と利活用の促進を図ります。

次に、交通安全対策について申し上げます。交通事故死ゼロ1,000日を目指し、関係機関、団体と連携・協力し、交通安全意識の普及・浸透に努め、正しい交通ルールの順守・実践を促し、交通事故防止に努めてまいります。

次に、住民福祉の安定と向上について申し上げます。町民の皆さんが生涯にわたり健康で安心して暮らせるバリアのない希望の持てる福祉社会の実現を目指してまいります。

また、障がい者が地域で安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、相談支援等各種事業を充実するため、関係団体との連携強化を図ってまいります。

次に、子ども子育てについて申し上げます。次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つことができるよう、子育てに必要な費用に対し一定の支援を行うとともに、子育てに関する手続や相談窓口の一元化を図り、子育てにおける不安軽減などの支援に努めてまいります。

次に、児童福祉について申し上げます。常設保育園につきましては、地域に開かれた保育施設として、子どもたち一人ひとりの個性と健全な心身の発達に沿った保育に努めるとともに、酪農地域等での園児の送迎に保護者の負担が大きいことなどを勘案し、本年よりスクールバスを活用した保育園通園バスの運行を行ってまいります。

また、地域の方々との交流事業、地域子育て支援センター事業では、子育て相談など保育園に通院していないお子さんと保護者の交流拠点となるよう、一層の充実を図ってまいります。

また、幼児の発育助長に努める母子通園センター事業や心身の発達に不安がある幼児や家族に対し、専門の指導員による療育指導を行う早期療育通園センター事業を継続してまいります。

次に、ごみ処理対策につきましては、西天北五町衛生施設組合と連携を図りながら、ごみの減量化、再資源化を推進してまいります。

次に、町民が健康で安心して暮らせるまちづくりについて申し上げます。地域社会における少子・高齢化は、本町においても大きな課題となっております。町民の健康保持増進については、各種健康診査の受診勧奨を行い、成人病の予防や疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、各種がん検診事業の継続や予防接種事業をはじめ、各種制度の周知と勧奨を図り、町民の皆様の健康づくりの支援に取り組んでまいります。

さらに、健康教育や保健指導の充実を図り、健康に対する自己管理意識の普及に努めるとともに、妊婦健診交通費助成や不妊・不育症治療費助成を継続してまいります。

また、高齢者の生活や生きがい活動などの支援につきましては、豊富町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の初年度にあたり、多様化する高齢者の生活実態に対応する支援の充実を図るとともに、介護予防や安否確認などの生活支援事業に取り組んでまいります。

また、引き続き、本町にある老人福祉施設の介護人材確保のため、外国人介護福祉士の養成に対し、支援を行ってまいります。



次に、保健医療について申し上げます。令和2年10月に条例を改正し、乳幼児等やひとり親家庭及び重度心身障がい者への医療費助成について、令和2年11月診療分から全額助成の対象者を高校生まで拡大を図ったところであり、今後も継続して支援を行ってまいります。

また、国民健康保険事業では、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保の共同保険者として、執り進めているところでありますが、引き続き、医療費の適正化など、関係機関と連携を図り、国保を将来にわたって安定的に運営できるよう努めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましても、北海道後期高齢者医療広域連合と連携しながら、円滑な事業運営に努めてまいります。

次に、診療所の運営について申し上げます。医療の提供体制につきましては、引き続き2名の常勤医師を中心に、看護職等をはじめ医療スタッフの定着を図り、医療サービスの向上に努めてまいります。

また、在宅療養・在宅介護を支えるため、地域包括ケアシステムの医療として、空き病床の有効活用や訪問診療、訪問看護サービスに取り組んでまいります。今後もスタッフ一丸となり、町民の皆様から信頼される診療所を目指してまいります。

次に、農業の振興について申し上げます。本町の農業（酪農業）は基幹産業として、重要な役割を果たしております。そのため、これを支える良質な自給粗飼料の確保や、安全安心の農畜産物の供給を図るため、各種農業農村整備事業を計画的に取り組んでまいります。

また、各種補助事業を活用し、JAや既存組織との連携はもちろんのこと、就農意欲の向上を図るため、豊富ブランドである豊富牛乳の生産力アップと酪農のバックアップ体制の確立に努めてまいります。

また、本年度も引き続き、少しでも長く営農を続けていただけるよう、45歳以上の後継者のいない農業経営者に対し、施設の改修や省力化設備の導入に一定の支援を行ってまいります。

また、農業施設等に進入する取付道路の拡幅の支援を行い、作業の安全性を確保してまいります。

次に、林業振興について申し上げます。本町面積の約5割を占める森林について、計画的な森林施業を実施してまいります。森林所有者に対しては、森林環境譲与税等を活用しながら、適切な森林整備を推進し、森林組合と連携して、森林施業の集約化を進めるため、各種路網整備事業等を実施してまいります。

次に、漁業振興につきましては、水産資源の回復と生産の増大を図るため、ホッキ母貝やヒラメの放流事業、カシパン駆除に取り組んでまいります。

また、本町の水産業においても、担い手不足が深刻化しており、新規就業者の確保のため、支援制度の創設を行うとともに、担い手を呼び込むためにも、本町の漁業が魅力ある産業として確立していくことが重要であるため、地元漁業者や関係機関などと協議を進めてまいります。

次に、労働対策でございますが、近年、全国的な労働者不足は、本町においても、同様な傾向が見られ、各事業所においても、人手の確保が大きな課題となっております。そのため、1人でも多くの雇用が図られるよう、地域の特色を活かした産業の創出や人材の育成など関係機関とも連携し、労働力の確保と雇用の促進に努めてまいります。

次に、商工業の振興についてであります。豊富町商工会を基軸に、民間活力の結集と商店街活動に努力していただいている中、これらの自助努力に対して、平成28年4月に制定いたしました、豊富町商工業活性化事業条例の一部改正を行い、引き続き、令和3年度から令和7年度までの5年間を事業期間として、今後も補助金を積極的に活用いただけるよう努めてまいります。

また、豊富町中小企業振興資金融資規則の一部改正を行い、臨時措置として、貸付期間の延長を行い、商工業の活性化に努めてまいります。

次に、観光振興と自然エネルギーの有効活用についてであります。本町の豊かな自然環境と豊富な資源は、町民の皆様と関係機関等の努力により育まれてまいりましたが、今後も、サロベツ湿原の保全と再生を促進し、自然再生事業と連携した取り組みの拡充を目指してまいります。また、豊富温泉の振興につきましては、豊富温泉の効能を全国に発信し、より多くの湯治客を迎えることができる温泉地として積極的に振興を図ってまいります。特にその中心施設であるふれあいセンターは、道内で唯一の温泉利用型健康増進施設であることから、町民の皆様も湯治客の皆様も温泉を利用した健康づくりなどが、できる場となるよう検討を進めてまいります。

天然ガス事業につきましては、1日約1万m<sup>3</sup>を生産しており、国内でも大変珍しい天然ガスエネルギーでありますので、豊富鉱山の管理に万全を期すとともに、天然ガスの有効活用を進めてまいります。また、現在町内で計画が進んでいます風力発電や修徳地区蓄電池設備事業等との連携を密にし、町内経済の活性化につなげられるよう努めてまいります。

次に、建設関係について申し上げます。本町と稚内間の一般国道40号については、防雪柵の設置や冬期間の安全な交通が確保されるよう要望しており、結果、計画的な整備が進められております。また、幌延・天塩間の一般国道40号線、天塩防災工事をはじめとする北海道縦貫自動車道の早期完成とともに、関連する道道の整備促進も含め、引き続き各種期成会と連携し、関係機関等に要望してまいります。

一方、町道の整備については、豊富町第5次まちづくり計画に基づき、整備を進めるとともに、橋梁長寿命化修繕計画の策定により、老朽化した橋梁の長寿命化を図ってまいります。また、道路や構造物の計画的補修を実施し、地域道路網の安全性・信頼性を確保してまいりたいと考えております。

また、冬季除雪につきましては、民間委託により、交通車輛の安全で快適な走行と歩行者の安全確保に努めてまいります。

次に、公営住宅等の整備でございます。公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の改修整備の必要性から、計画的に改善・維持保全に努めてまいります。

また、戸建て住宅の対策として、住宅リフォームやサロベツ住宅の普及及び一般住宅の新築についても継続した支援を行い、地域に住み続けられる住環境の整備を促進してまいります。

次に、水道事業について申し上げます。町内における簡易水道事業は、近年、水道施設の老朽化や水位低下による取水量の低下、機器の故障が多くなっている状況であります。恒常的に安定的な給水を行うため、新たな水源の確保、施設の更新や耐震化に向けた整備が必要となっております。現在計画的に、ポンプ場施設や管路の更新事業を進めておりますが、今後も経年劣化が進行している管路やポンプ場施設の更新を計画的・効率的に進めるために、水道使用料金の見直しも視野に入れた業務を進めているところであります。今後とも、健全な水道事業計画会計を維持し、安定供給に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。下水道終末処理場の適切な維持管理運営を図るための調査を実施しており、今後はストックマネジメント基本計画等により、施設の適切な維持管理、健全な事業運営に努めてまいります。また、水道使用料金と合わせた下水道使用料金の見直しに向け、中長期を見通した収入確保と支出削減に関する方策等について、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設の管理運営等について申し上げます。昨今の厳しい財政状況の中で、人口減少や公共施設の老朽化等により、公共施設の適正な管理運営が求められていることから、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な施設の更新、統廃合、修繕、長寿命化改修など計画的に取り組み、公共施設等の適正な管理運営を行ってまいりたいと考えております。

以上、今後の町政に臨む、私の所信と施策の概要を申し上げましたが、これらの施策の実現のためには、町議会並びに町民皆様のご理解とご協力が必要でございますので、今後もより一層のご支援を賜りますよう、切にお願いを申し上げまして、令和3年度町政執行方針といたします。

議長（千葉 久 君）

以上で、町長の一般行政報告及び令和3年度町政執行方針を終わります。

日程4、教育長の令和3年度教育行政執行方針に入ります。岡本教育長！

教育長（岡本 誠也 君）

おはようございます。

それでは、令和3年第1回豊富町議会定例会の開会にあたり、教育委員会の所管する教育行政執行の主要な方針について、第5次豊富町まちづくり計画、豊富町教育大綱、豊富町教育推進計画の趣旨を踏まえ、令和3年度における重点施策を抜粋し、述べさせていただきます。

さて、新型コロナウイルスの影響により、新たな生活様式を進める中、子どもの未来保障を考える上でも、学校の教育目標を明確に定め、実践し、評価を行い、改善すべきものは早急に見直すことが重要と考えております。

社会環境が目まぐるしく変化する中、未来を担っていくのは、無限の可能性を秘めた子どもたちであり、子どもたちが自分の将来に夢と希望を持ち、自らの可能性に向けて挑戦しながら、よりよい豊かな心と社会の創り手となる生きる力を身につけることが重要であります。

このような中で、第5次豊富町まちづくり計画での子どもたちがまちに誇りを持ち、地域ぐるみで健やかに育つ環境づくりを進めるとともに、町民一人ひとりが、いつでも学び、生涯にわたって心豊かに活動できるまちを目指すとともに、豊富町教育推進計画での期待と信頼による学校づくりの推進、社会で生きる確かな学力、資質、能力の育成、特別支援教育の充実、主体的に考え判断する豊かな心の育成、人生の基盤となる健やかな体の育成、学びを生かす教育環境づくりの推進、未来の豊富をつくる人づくり・地域文化の創造の7つの基本目標により、本町の教育振興に向け、総力を挙げて取り組んでまいります。

この中で今年度、最も重要とされる項目について述べさせていただきます。

期待と信頼による学校づくりの推進でございますが、学校評価を計画的に進め、その結果の分析をもとに、改善すべきものは早急に改善し、信頼される学校経営に努めます。

また、学校施設の充実については、新型コロナウイルス感染症並びにインフルエンザ感染症等の対策として、令和2年度において各学校に光触媒空気清浄機や手洗い用消毒液、非接触型の体温測定機、水道蛇口のcock式をセンサー式に変えるなど、対応してまいりましたが、新たに効果が得られる対応があれば、積極的に導入してまいりたいと考えております。

また、教職員の多忙化が依然として解消されない状況であり、働き方改革アクションプランにより業務改善を進めてまいります。そのためには、令和2年度より導入しております地域の人材を活用した道費負担によるスクールサポートスタッフを継続配置し、事務的軽減を図るとともに、各小中学校での校務分掌の業務内容の見直しを行い、教職員個々の負担軽減に努めてまいります。また、部活動の外部指導者の発掘などにより、教職員が子どもと向き合う時間の確保を推進してまいります。兜沼小中学校につきましては、小規模特認校を推進しており、令和3年度において、小学校での学年が1学年から6学年までの在籍となり、複式3学級での地域の特色や小規模校の特色を生かした学校経営に努めてまいります。

次に、社会で生きる確かな学力、資質、能力の育成について申し上げます。学力向上に向けた取り組みとして、北星学園大学の学生や教師を目指す高校生の協力を得て、基礎的な学習内容を定着させ、教え合う・学び合う・学びの心を育む学びの教室を推進するなど、また、令和3年度より公設による学習塾を新設いたします。この学習塾においては、まずは小学生を対象に、児童の理解の状況に応じて、苦手な教科を優先し、丁寧に指導しながら、基礎学力の定着を図ってまいります。

また、各学校への国が進めるギガスクール構想により、児童生徒1人1台の通信端末環境が整備され、1教科ではございますが、デジタル教科書の導入と、幌延町との共同により、小学校において専科担当教員の配置による授業改善推進事業を実施し、これから本格的になるICTを活用したプログラミング学習の充実を図ってまいります。また、国際理解教育の充実として、小学校における外国語や外国語活動の導入によるALTとの協働学習を推進してまいります。

次に、主体的に考え判断する豊かな心の育成について申し上げます。新型コロナウイルス感染症での長期休業も予想されることから、家庭内での学習も主体的に学習することが望まれ、タブレットを活用した指導も重要と考えております。今後、保護者の理解を深め、児童生徒が自ら調べる力を身につけ、学習意欲の向上を図ってまいります。

次に、学びを活かした教育環境づくりの推進について申し上げます。近年、児童生徒の減少により、高校の小規模化や再編などが進む中、小・中・高との連携のあり方についても、特に小学校と豊富高校とのつながりを強め、高校までは豊富町で学習できる環境を認識してもらうなど、学校間交流を推進してまいります。また、豊富高校の存続に向けた取り組みも、通学費の助成や各種検定料の助成、修学資金の貸付けや、入学生の保護者に制服・上靴・指定ジャージの助成を継続して行います。安心安全な教育環境では、令和2年度において、防犯カメラの設置を行い、通学路での防犯対策を進めましたが、年々、スクールガードの人員が減ってきている状況でもあります。今後は保護者をはじめ、町内会や各種事業者への協力をお願いし、人員の確保に努めてまいります。

最後に、未来の豊富をつくる人づくり・地域文化の創造について申し上げます。令和2年度において、郷土資料室を町民センターに移転しております。豊富町の歴史を気軽に学ぶことができるよう、関係団体の協力を得て、社会教育や学校教育に広く活用できるよう努めてまいります。

また、核家族化が進む中で、共働き世帯の児童に対し、令和3年度より公設公営による学童保育を開設し、児童の健全育成を図るとともに、指導者の育成に努めてまいります。

子どもは全てかけがえのない地域の財産であります。本町が継続して発展していくには、経済や産業と地域を支える人づくりが重要であり、地域産業の担い手の育成と確保、さらには地域活動や文化活動を支える人づくりに向けた取り組みを展開するために、引き続き、家庭・学校・地域・行政が相互に連携し、町民自らが主体的に学べる生涯学習社会の構築に努めてまいります。

以上、令和3年度豊富町教育行政に関する主要な方針について申し上げます。教育委員会といたしましては、全ての子どもが夢の実現に向けて、力強く成長できるよう、学校をはじめとする教育環境の充実に向けて、全力で取り組んでまいります。

町民皆様はじめ、町議会の皆様には、特段のご支援ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げ、令和3年度教育行政執行方針といたします。

議長（千葉 久 君）

以上で、教育長の令和3年度教育行政執行方針を終わります。

日程5、一般質問に入ります。

質問通告者は、別紙配付のとおりであります。

通告に従い発言を許可いたします。

9番、鎌倉議員！

9番（鎌倉 和雄 君）

9番、鎌倉です。一般質問をさせていただきます。

積雪寒冷地である当町は、多種多様な交通手段を用いて稚内・幌延・旭川方面に用向くことが多いところでもありますけれども、承知のとおりJRの運休・40号線の閉鎖など弊害が多くあります。

さらに、町内間の移動でも交通手段を持たない高齢者が多く、当町においては、5町内圏からの巡回バスによる買物支援をいただいたことには感謝を申し上げますところでもありますけれども、過日、沿岸バスの豊富稚咲内線の廃止、豊富ハイヤーの廃止等が提案されているところで、町民も移動手段に不安を感じているところでもあります。

このことから、沿岸バス豊富ハイヤーの現状報告と対策、通院等に係るハイヤー券の拡大要望の考え方、スクールバスの保育園児混乗と高齢者の混乗状況報告、豊富町観光協会の運行する温泉地区への運行状況の報告、JR以外の豊富町独自の交通手段の取り組みや、稚内から通学する高校生対策について、町長並びに教育長の考え方を伺いたいというふうに思います。

2点目です。新型コロナの関係から、不要不急の外出制限、3密を避ける対策・対応など、我が町の商業・観光関係者に限らず、全町民がかってなく疲弊してるところであります。ワクチンの接種時期と啓蒙等を広く町民に知らせる必要があります。また、緊急事態宣言の解除後、町民が町内限定の費用助成券、一つにはプレミアム商品券等々があるかと思えますけれども、これらの対策を講じることが出来ないか、町長に伺います。

3点目、当町には高齢者、独居老人に対する防災情報伝達のため、戸別受信機が現在配置されてるところでありますけれども、これの延長線上として、防災ラジオを全戸設置する考えがあるか、町長に伺います。

4点目、今年度公設学習塾を設置するというところでありますけれども、これと合わせて、小中学生のギガスクール構想オンライン授業の内容等について、いかなるものか、これについては教育長に伺いますので、よろしくご答弁のほどお願いを申し上げます。

議長（千葉 久 君）

河田町長！

町長（河田 誠一 君）

鎌倉議員の1点目の交通体系の拡充についてお答えをいたします。

はじめに、沿岸バス、豊富ハイヤーの現状と対策についてですが、まず、沿岸バスにおける路線バスは現在3路線、豊富駅から幌延深地層センター前まで運行されております豊富幌延線では5便、豊富駅から羽幌町までの豊富羽幌線は1便、豊富駅から稚咲内までのサロベツ線で夏季3便、冬季2便が運行されております。現在運行されております路線のうち、本年2月9日に開催されました総務産業常任委員会においてご説明させていただきました、3月末廃止に伴うサロベツ線の代替交通につきましては、稚咲内地区に居住されている方で、令和2年4月から令和2年12月までの利用は、利用回数の多い方、少ない方の差はありますが、4名の方が利用されている状況であります。

また、観光に来られる方も利用されていると聞いておりますので、町としましても観光協会やハイヤー会社などと詰めた協議をさせていただき、利用される皆様にご不便をおかけしないよう対応してまいりたいと考えております。また、豊富ハイヤーにつきましては、2月15日をもって運行を廃止するとお聞きしておりましたが、新会社の設立まで運行継続していただけると伺っており、新会社につきましては現在設立の準備が進められており、新会社設立後はハイヤー事業が引き継がれると伺っておりますので、新会社設立後、現在本町が実施しておりますハイヤー利用助成等について、説明等させていただきたいと考えております。

次に、通院等に係るハイヤー券の拡大要望の考え方についてですが、本町においては、現在、豊富町高齢者生活支援交通費助成事業により、65歳以上の方に対し、ハイヤー・バス・JRを利用する際の交通費の一部について助成を行っており、ハイヤー乗車券につきましては、65歳以上の方で自家用車を所有していない場合、乗車1回につき基本料金相当額610円、年24枚を交付するもので、235名の方が利用をされております。

また、バス券につきましては、町内利用もしくは健康維持増進のために、豊富温泉を利用する場合、年48枚を交付するもので、126名の方が利用をされております。JR回数券につきましては、豊富駅から兜沼駅までの間を利用する場合、年2セット、22枚を交付するもので、5名の方が利用をされているところであります。配布枚数につきましては、令和2年度より、拡充を図り、それぞれこれまでの2倍の枚数としたところでありますが、議員ご指摘のハイヤー券の拡大につきましては、今後、利用状況や、公共交通状況、免許返納等も踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

次に、スクールバスの保育園児混乗と高齢者の混乗状況についてでございますが、令和3年2月末現在におけるスクールバス混乗利用者は7名おります。そのうち、高齢者の利用は1名という状況であります。また、令和3年4月以降の保育園児の利用者の見込みが、現時点で5路線、8名の利用予定となっており、安全面を考慮し添乗員を乗車させ、安全に運行できるよう準備を進めているところでございます。

次に、豊富町観光協会の運行する温泉地区への運行状況についてですが、令和2年11月から令和3年2月までの利用者数は、合計20名で旅行ビジネスでの利用でJRを利用される方の利用が多く、好評であると伺っております。

次に、JR以外の豊富町独自の交通手段の取組についてですが、現在町内では、交通事業者による路線バスやハイヤー運行、社会福祉協議会への委託による地区巡回バスや、買物支援バス、外出支援サービス、また、観光協会が豊富駅から豊富温泉までの間を運行しております有償運送など、様々な交通体系となっております。さらなる住民生活の利便性の向上を図るため、まず、現状の交通体系の検証や整理をする必要があると考えております。利用しやすく、効率的な交通体系の確立に向け、町民の皆様や議会のご意見をいただくとともに、交通事業者や地域住民、関係機関等により構成する有償運送等運営協議会などの協議を進めてまいりたいと考えております。

2点目、新型コロナウイルスワクチンの接種時期及び啓蒙等についてですが、現在、ワクチン接種時期や供給量など、不明な点が多々ありますが、本町の接種体制としましては、平日の午後の時間は、豊富町国保診療所での個別接種を行い、土日の休日は、定住支援センターで集団接種を行う方向で検討を行っております。また、保健推進課保健予防係に相談窓口を設置し、保健師がワクチンの効果や副反応などの様々な不安や疑問にお応えできる体制を整えるとともに、今後も積極的に情報収集を行い、回覧や新聞折り込みなどを活用し、町民の皆様にはわかりやすく広く周知ができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスに関する町内限定の費用助成対策についてでございますが、本町においては、これまで地域経済などを踏まえ、様々な施策を実施してまいりました。町民の皆様への支援では、令和2年5月7日、町民1人あたり、7枚のマスクを配布、7月1日から7月31日の期間で、豊富町子育て応援事業、8月1日から9月30日の間で、豊富町飲食店応援事業、12月14日から12月18日の期間で、町民1人あたり10枚のマスク及び1世帯うがい薬1個の配布を実施してまいりました。また、事業者への支援では、令和2年5月1日から7月31日の期間で豊富町休業協力・感染リスク低減支援事業、6月22日から8月31日の期間で豊富町持続化給付金支援金事業をそれぞれ実施し、新型コロナウイルス感染症により疲弊する事業者や、町民の皆様に対し、切れ目のない支援策の実施に努めてまいりました。

ご質問にありました、緊急事態宣言の解除後、町内限定の費用助成対策を講じることが出来ないかということでございますけれども、本町といたしましては、今後の新型コロナウイルス感染状況や、それに伴う町民の皆様及び事業者への影響等を的確に把握し、国や北海道の動向も注視しつつ、関係団体等との連携を密にし、効果的な支援ができるよう努めてまいりたい

と考えております。

3点目の防災ラジオの全戸設置についてでございますが、本町においては、現在、防災に関する町内伝達手段として、様々な手段を用いる多重化計画を進めており、令和2年度から、独居高齢者等を優先して、戸別受信機設置を進めております。戸別受信機の設置は3ヵ年計画で高齢者や民生委員、町内・地区会長など約400戸に設置を予定しており、災害時の自主避難など防災情報の伝達に大きな役割を果たすものと考えております。議員ご指摘の防災ラジオの全戸設置につきましては、近隣自治体では、稚内市で平成24年に実施されており、地元のFM局の放送電波を利用し、緊急情報を発信しております。本町の防災情報伝達対策につきましては、現在の防災行政無線を活かしながら、高齢者等へは、現在進めております戸別受信機の設置を進めるとともに、高齢者以外の町民の皆様へは、スマートフォンなどを利用した、登録制メールなど緊急情報を確実に送受信できる体制などを整えてまいりたいと考えております。町民の皆様のお安全を守ることは、自治体の大きな使命でありますので、今後も本町の状況に合わせ、防災情報の伝達手段など、防災対策を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（千葉 久 君）

岡本教育長！

教育長（岡本 誠也 君）

それでは、鎌倉議員の1点目の5番目でございますが、稚内から通学する高校生対策についてお答えいたします。

現在、稚内からJRを利用して豊富高等学校に通学する4名の生徒に対して、定期乗車券代の全額を助成しております。豊富高等学校存続のためへの間口対策を実施しております。今後につきましても、JRを利用した通学に対する本事業を継続して支援を行ってまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、4点目の公設学習塾、ギガスクール構想、オンライン授業の内容についてお答えいたします。まず、公設学習塾は、町内の学校に通学する児童生徒を対象に、学校での授業の復習を行い、学校の基礎、基本の定着と、学力全体の底上げを図ることを基本的な目的として考えております。教科については、苦手な教科を優先して実施したいと考えており、現時点では小学生の国語や算数を想定し、協議しております。

また、実施場所については、町民センターもしくは定住支援センターを予定し、講師については正職員として採用を予定している教員免許所有者をメインにしながら、パートタイム会計年度任用職員の募集を行い、NPO法人等関係団体の協力をいただきながら実施してまいりたいと考えております。

次に、文部科学省が推進するギガスクール構想については、義務教育を受ける児童生徒へ1人1台の学習用端末や、クラウド活用を前提とした高速ネットワーク環境等を整備することにより、多様な子どもたちを誰1人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できるICT教育環境を実現することをねらいとしております。

次に、オンライン授業については、ギガスクール構想の実現のため、現在整備を進めているタブレットを基本的には学校内で活用することを想定しておりますが、コロナウイルス等の影響に伴う臨時休校により、児童生徒が学校へ登校出来ない場合の学校と自宅間におけるオンライン授業でも活用する予定でございます。また令和3年度において、デジタル教科書実証事業により1教科ではありますが、デジタル教科書を導入して、授業で活用することも予定しております。

公設学習塾の運営方法等の詳細や有効的なタブレットの活用方法等につきましては、現在教職員と協議調整を進めておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。



議長（千葉 久 君）

鎌倉議員、再質問？（「ありません」の声あり）

9番、鎌倉議員の質問が終わりました。

以上で、通告者の質問は終わりました。

一般質問はこれをもって終結いたします。

5分間休憩をいたします。

（ベル）

（午前10時55分 休憩）

（ベル）

（午前11時00分 再開）

議長（千葉 久 君）

休憩を解き会議を再開します。

日程6、陳情第2号、サロベツカントリークラブが使用する豊富町所有の土地・建物・備品に関する賃貸料免除の陳情についてを議題といたします。

ただいま議題となっております本案は、総務産業常任委員会に付託した案件であります。

委員長より委員会の審査報告が提出されておりますので、局長より朗読いたさせます。清水局長！

局長（清水 日出晃 君）

それでは朗読いたします。

付託陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。記、1、付託年月日、令和2年12月14日、2、件名、陳情第2号、サロベツカントリークラブが使用する豊富町所有の土地、建物、備品に関する賃貸料免除の陳情について、3、審査の結果、採択、4、審査意見、願意妥当、5、処理方法、町長へ送付。

以上でございます。

議長（千葉 久 君）

局長の朗読が終わりました。

次に、委員長より審査経過の報告を求めます。鎌倉委員長！

9番（鎌倉 和雄 君）

ただいま、議題となっております、陳情第2号、サロベツカントリークラブが使用する豊富町所有の土地、建物、備品に関する賃貸料免除の陳情につきましては、令和2年12月14日の第4回定例会において付託を受けたものであります。審査経過とその内容についてご報告を申し上げます。

この陳情は、株式会社サロベツカントリークラブ代表取締役、鈴木講二氏によって提出され、本委員会において審査を行ってきたところであります。この陳情書の願意といたすところは、経営を維持するために、経費の削減などの経営努力はし



ているものの、新型コロナウイルスの感染拡大がもたらす影響や長引く不況、少子高齢化によるゴルフ人口及びスキー場利用者の減少など、厳しい経営状況になっていることから、経営が安定するまでの間、年間200万円の施設賃貸料を免除願いたいという陳情であります。

この陳情書の付託を受けました、当総務産業常任委員会といたしましては、2月9日に常任委員会を開催し、陳情の願意とすることについて、提出者から説明を受け、各委員のご意見をいただきながら審査を進めてまいりました。

その結果、本陳情書については減少している利用者対策として、行政や関係団体とも連携し、コロナ禍での経営ではありますが、さらなる経営努力を求めるとし、また、施設運営によって、町の財産が維持管理されていることも鑑み、むこう3カ年の管理用機械更新計画も示されていることから、令和2年度分から3年間の施設賃貸料を全額減免することで、採択すべきものと結論に達したところであります。

付託意見といたしましては、町は貸主としての責任において、単年度収支報告書を提出させ、経営状況の検証及び新しい事業を検討するなどし、収入の確保に努められたい。また、施設、設備等の大修繕については、双方十分に協議することを要望いたしまして、委員長の報告といたしますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

委員長報告が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

委員長の報告は採択であります。

委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって陳情第2号は委員長の報告どおり採決することに決定しました。

日程7、町長の提出議案の理由の説明に入ります。河田町長！

町長（河田 誠一 君）

提出議案について申し上げます。

本日招集の第1回豊富町議会定例会に提案申し上げます議案につきましては、豊富町放課後児童健全育成事業実施条例の条例制定議案が1件、豊富町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例外、条例改正議案が8件、公の施設に係る指定管理者の指定についてが3件、豊富町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてが1件、令和2年度豊富町一般会計並びに特別会計及び公営企業会計補正予算案が9件、令和3年度豊富町一般会計並びに特別会計及び公営企業会計予算案が9件、権利の放棄についてが3件の合わせて34件をご提案申し上げます。

なお、内容につきましては担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

以上で、町長の提出議案の理由の説明を終わります。

続いて議案の審議に入ります。

お諮りいたします。

今定例会に提案された議案第8号から議案第16号までの議案の朗読及び、議案第21号から議案第29号までの議案の歳入歳出の内容説明を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって議案第8号から議案第16号までの議案の朗読及び議案第21号から議案第29号までの議案の歳入歳出の内容説明を省略することに決定しました。

日程8、議案第8号、豊富町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。山田総務課長！

総務課長（山田 和孝 君）

議案第8号、豊富町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正する法律の施行に伴い、関係政令の文言が改正されたため、条例の一部を改正するものでございます。

ご審議よろしくお願いを申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第8号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決、決定されました。

日程9、議案第9号、豊富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。水戸部財政課長！

財政課長（水戸部 伸也 君）

議案第9号、豊富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。今回の改正は、課税限度額の改正及び不足納付金を補うための税率改正を行うものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第9号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

日程10、議案第10号、豊富町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第10号、豊富町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。第8期介護保険事業計画に基づ

き、令和3年度から令和5年度までの介護保険料額の改正等が必要なことから、本条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第10号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決、決定されました。

日程11、議案第11号、豊富町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第11号、豊富町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例においても、厚生労働省令で定められた基準等への改正が必要なことから、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第11号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決、決定されました。

日程12、議案第12号、豊富町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第12号、豊富町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例においても、厚生労働省令で定められた基準等への改正が必要なことから、本条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第12号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決、決定されました。

日程13、議案第13号、豊富町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第13号、豊富町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例においても、厚生労働省令で定められた基準等への改正が必要なことから、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第13号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決、決定されました。

日程14、議案第14号、豊富町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第14号、豊富町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例においても、厚生労働省令で定められた基準等への改正が必要なことから、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第14号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決、決定されました。

日程15、議案第15号、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の特例給付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第15号、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の特例給付に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。この度、厚生労働省より適用期間の延長について示されたことにより、本町においても、適用期間を令和3年6月30日まで延長し、引き続き傷病手当金を給付できるよう、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第15号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決、決定されました。

日程16、議案第16号、豊富町放課後児童健全育成事業実施条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。石川教育次長！

教育次長（石川 博章 君）

議案第16号、豊富町放課後児童健全育成事業実施条例についてご説明申し上げます。本条例は令和3年4月1日より、学童保育を公設公営で実施するため、新たに制定するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第16号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決、決定されました。

日程17、議案第17号、公の施設に係る指定管理者の指定について（定住支援センター）を議題といたします。

内容の説明を求めます。鈴木町民課長！

町民課長（鈴木 充 君）

議案第17号、公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。豊富町定住支援センター設置条例第15条に基づき、豊富町定住支援センターの管理運営を指定管理者に行わせることとし、豊富町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条による公募の結果、特定非営利活動法人くらすた豊富より応募があり、豊富町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条により、特定非営利活動法人くらすた豊富を指定管理者として選定しましたので、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。これより議案の朗読をいたします。

議案第17号、公の施設に係る指定管理者の指定について、豊富町公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和3年3月10日提出、豊富町長、河田誠一、記、1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、豊富町定住支援センター、所在地、天塩郡豊富町字豊富東1条6丁目、2、指定管理者となる団体等の名称、名称、特定非営利活動法人くらすた豊富、代表者、理事長、田丸和喜、所在地、天塩郡豊富町字上サロベツ3312番3、3、指定期間、令和3年4月1日から令和5年3月31日まで。（2カ年）

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第17号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

日程18、議案第18号、公の施設に係る指定管理者の指定について（豊富町在宅老人デイサービスセンター）を議題といたします。

内容の説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第18号、公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

豊富町在宅老人デイサービスセンター設置条例第9条に基づき、豊富町在宅老人デイサービスセンターの管理運営を指定管理者に行わせることとし、豊富町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条により、社会福祉法人豊富町社会福祉協議会を指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

それでは、議案を朗読いたします。議案第18号、公の施設に係る指定管理者の指定について、豊富町公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和3年3月10日提出、豊富町長、河田誠一、記、1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、豊富町在宅老人デイサービスセンター、所在地、天塩郡豊富町字兜沼、2、指定管理者となる団体等の名称、名称、社会福祉法人豊富町社会福祉協議会、代表者、会長、川原清己、所在地、天塩郡豊富町字上サロベツ2545番地の2、3、指定期間、令

和3年4月1日から令和5年3月31日まで（2ヵ年）

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第18号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決、決定されました。

日程19、議案第19号、公の施設に係る指定管理者の指定について（豊富町温泉スキー場）を議題といたします。

内容の説明を求めます。山内商工観光課長！

商工観光課長（山内 英夫 君）

議案19号、公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明いたします。豊富町温泉スキー場条例第3条に基づき豊富町温泉スキー場の管理運営を指定管理者に行わせることとし、豊富町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条により、株式会社サロベツカントリークラブを指定管理者候補として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これより、議案の朗読をいたします。議案第19号、公の施設に係る指定管理者の指定について、豊富町公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和3年3月10日提出、豊富町長、河田誠一、記、1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、豊富町温泉スキー場、所在地、天塩郡豊富町字下エベコロベツ3456番地、2、指定管理者となる団体等の名称、名称、株式会社サロベツカントリークラブ、代表者、代表取締役、鈴木講二、所在地、天塩郡豊富町字上サロベツ1718番地、3、指定期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3ヵ年）

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第19号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決、決定されました。

日程20、議案第20号、豊富町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。鈴木町民課長！

町民課長（鈴木 充 君）

議案第20号、豊富町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてご説明申し上げます。固定資産評価審査委員会委員定数3名のうち、令和3年3月19日で3年間の任期満了を迎える関野茂吉氏について、再度選任をいたしたく同意をお

諮りするものでございます。

これより議案の朗読をいたします。議案第20号、豊富町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、豊富町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。令和3年3月10日提出、豊富町長、河田誠一、記、選任しようとする委員、住所、天塩郡豊富町字豊富西1条12丁目、氏名、関野茂好、生年月日、昭和24年2月27日。

以上、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第20号、同意することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり同意議決されました。

日程21、議案第21号、令和2年度豊富町一般会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。水戸部財政課長！

財政課長（水戸部 伸也 君）

議案第21号、令和2年度豊富町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。表紙の次のページをご覧ください。一般会計補正予算は12回目であります。総額から歳入歳出それぞれ6,997万6,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ68億5,007万5,000円とするものです。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第21号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決、決定されました。

日程22、議案第22号、令和2年度豊富町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第22号、令和2年度豊富町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。表紙の次のページをご覧ください。国民健康保険事業特別会計補正予算は5回目でございます。総額から歳入歳出それぞれ3,353万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ5億8,538万8,000円とするものです。

よろしくご審議をお願い申し上げます。



議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第22号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決、決定されました。

日程23、議案第23号、令和2年度豊富町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第23号、令和2年度豊富町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。表紙の次のページをご覧ください。後期高齢者医療事業特別会計補正予算は2回目でございます。総額に歳入歳出それぞれ265万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ6,261万3,000円とするものです。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第23号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決、決定されました。

日程24、議案第24号、令和2年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。皆戸診療所事務長！

診療所事務長（皆戸 朋生 君）

議案第24号、令和2年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計補正予算についてご説明申し上げます。表紙の次のページをご覧ください。診療所直診勘定特別会計補正予算は6回目でございます。総額から歳入歳出それぞれ1,308万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,919万5,000円とするものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第24号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決、決定されました。

日程25、議案第25号、令和2年度豊富町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。能登屋建設課長！

建設課長（能登屋 将宏 君）

議案第25号、令和2年度豊富町簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。表紙の次のページをお開き願います。令和2年度豊富町簡易水道事業特別会計補正予算は4回目でございます。総額から歳入歳出それぞれ266万8,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億6,820万8,000円とするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第25号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決、決定されました。

日程26、議案第26号、令和2年度豊富町下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。能登屋建設課長！

建設課長（能登屋 将宏 君）

議案第26号、令和2年度豊富町下水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。表紙の次のページをお開き願います。令和2年度豊富町下水道事業特別会計補正予算は、3回目でございます。総額から歳入歳出それぞれ261万9,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ2億9,196万6,000円とするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第26号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決、決定されました。

日程27、議案第27号、令和2年度豊富町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第27号、令和2年度豊富町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。表紙の次のページをご覧ください。介護保険事業特別会計補正予算は4回目でございます。総額から歳入歳出それぞれ65万4,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ4億9,040万5,000円とするものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第27号、原案を可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決、決定されました。

日程28、議案第28号、令和2年度豊富町介護サービス事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第28号、令和2年度豊富町介護サービス事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。表紙の次のページをご覧ください。介護サービス事業特別会計補正予算は2回目でございます。総額から歳入歳出それぞれ4,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1,463万3,000円とするものです。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第28号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決、決定されました。

日程29、議案第29号、令和2年度豊富町ガス事業会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。山内商工観光課長！

商工観光課長（山内 英夫 君）

議案第29号、令和2年度豊富町ガス事業会計補正予算についてご説明いたします。表紙の次のページをお開き願います。ガス事業会計の補正予算は3回目でございます。第2条、収益的収入及び支出において第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に371万円を減額し、収入、支出、それぞれの予定額を4,820万9,000円とするものでございます。次に、第3条、資本的収入及び支出において、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額に110万円を減額し、収入支出それぞれの予定額を586万8,000円とするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第29号、原案を可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決、決定されました。

お諮りします。

日程30、議案第30号、令和3年度豊富町一般会計予算についてから日程38、議案第38号、令和3年度豊富町ガス事業会計予算についてまでの令和3年度豊富町一般会計並びに各特別会計及び公営企業会計予算について、予算決算常任委員会にこれを付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号から議案第38号までを、予算決算常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

日程39、議案第39号、権利の放棄について（霊園管理料債権）を議題といたします。

内容の説明を求めます。鈴木町民課長！

町民課長（鈴木 充 君）

議案第39号、権利の放棄についてご説明を申し上げます。霊園管理料債権について、債権の時効により債権回収が著しく困難であるため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

これより議案の朗読をいたします。議案第39号、権利の放棄について、下記のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。令和3年3月10日提出、豊富町長、河田誠一、記、1、放棄する権利、霊園管理料債権、2、放棄する債権額等、1、件数、1件、2、債権額、1万6,000円、3、放棄の理由、債権回収が著しく困難であるため、4、放棄の時期、議決の日。

以上、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第39号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

日程40、議案第40号、権利の放棄について（水道料金債権）を議題といたします。

内容の説明を求めます。能登屋建設課長！

建設課長（能登屋 将宏 君）

議案第40号、権利の放棄についてご説明いたします。水道料金債権について、債権の時効により債権回収が著しく困難であるため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以下、議案を朗読いたします。議案第40号、権利の放棄について、下記のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。令和3年3月10日提出、豊富町長、河田誠一、記、1、放棄する権利、水道料金債権、2、放棄する債権額等、1、件数2件、2、債権額2万1,050円、3、放棄の理由、債権回収が著しく困難であるため、4、放棄の時期、議決の日。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第40号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり可決決定されました。

日程41、議案第41号、権利の放棄について（町営住宅使用料債権）を議題といたします。

内容の説明を求めます。能登屋建設課長！

建設課長（能登屋 将宏 君）

議案第41号、権利の放棄についてご説明いたします。町営住宅使用料債権について、債権者死亡による消滅時効のため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以下、議案を朗読いたします。議案第41号、権利の放棄について、下記のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。令和3年3月10日提出、豊富町長、河田誠一、記、1、放棄する権利、町営住宅使用料債権、2、放棄する債権額等、1、件数1件、2、債権額、85万1,400円、3、放棄の理由、債権者死亡による消滅時効、4、放棄の時期、議決の日。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第41号、原案を可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決、決定されました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（ベル）

（午前11時48分 散会）